

Q 盛土構造で分断される田畑等への影響は?
A この道路が構築されることで、皆様の土地を分断する箇所が生じるため、従前の機能を確保できるよう側道の設置や横断位置等について、関係者の方々に相談をさせていただきながら詳細な設計を進めていきます。

Q 都市計画決定する幅に側道等も含まれるのか?
A 今回、都市計画に位置付ける範囲は道路本線及びインターチェンジの路面幅とインターチェンジの路面に囲まれる円型の部分、起点(泉町下川付近)の県道いわき上三坂小野線の拡幅部分であり、側道や法面は含んでおりません。なお、側道や法面等は測量や地質調査の結果を基に、関係者の方々に相談させていただきながら今後詳細な内容を固めていきます。

Q 道路中心線(路面幅)は今回確定するのか?
A お示した道路中心線(路面幅)で進めさせていただきたいと考えております。なお、都市計画決定については、公告・縦覧、福島県都市計画審議会での審議等、法的な手続きを経て、決定されることとなります。

Q 福島県都市計画審議会の構成内訳は?
A 福島県都市計画審議会は都市計画をはじめ、多種多様な分野の学識経験者等で構成されます。

Q 用地買収の時期はいつ頃か?
A まずは詳しい設計について、関係者の方々と相談をさせていただきながら道路に必要な幅や面積等を固めていきます。早ければ平成26年度末に一部用地買収に着手する予定ですが、調査等の進捗によっては変動する可能性があります。

Q 常磐自動車道と連結する新たなインターチェンジはETC専用か?
A 利用者に制限のないフル規格のインターチェンジになる見込みです。

Q 供用開始はいつ頃か?
A 震災から概ね10年での供用を目指します。



●上記のご意見の他、多数の貴重なご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。
 ●今後は、都市計画決定に関する手続きを進めさせていただきます。また、道路の側道や法面等の細部に関する詳細な設計については、関係者の方々とご相談させていただきながら固めてまいりますので、本事業への理解と協力をお願いいたします。
 ●測量等の調査につきましては、今後も継続してまいりますので引き続きご協力をお願いいたします。

「(仮称)小名浜道路」に関するご意見・問い合わせは
 福島県いわき建設事務所
 〒970-8026 いわき市平字梅本 15 番地
 道路課 TEL:24-6124 企画調査課 TEL:24-6143

(仮称)小名浜道路の都市計画決定に関する説明会を開催しました

福島県では、『(仮称)小名浜道路』の計画検討を進めるにあたり、道路を計画する概ねの範囲(幅500m)を公表し、また、広く地域の皆様へ事業内容を説明し、ご意見を伺うための事業説明会を開催しました。さらに、昨年10月には事業説明会の結果を踏まえ、道路概略のルート帯(幅200m)をお示しし、ご意見を伺いながら計画の検討を進めてきたところです。この度、道路が通るルート(道路の路面幅)をお示しするため、平成26年1月28日(火)から平成26年2月7日(金)までの9日間、下記の通り説明会を開催しました。説明会には多数の方々にご参加いただき、ご意見、ご要望をいただきました。引き続き、本事業へのご理解とご協力をお願いいたします。また、今後とも(仮称)小名浜道路に関する状況を各段階で皆様方へ情報提供してまいります。

■ 説明会を開催した地区・月日・場所

地区	行政区	月日	場所	地区	行政区	月日	場所
小名浜	下川第一	平成26年1月28日(火)	もえぎ台集会所	勿来	添野	平成26年1月31日(金)	添野公民館
	下川第二				石塚	平成26年2月3日(月)	江畑町集会所
	下川第三				江畑		
	泉第一	平成26年1月29日(水)	泉公民館		高倉1,2	平成26年2月4日(火)	上山田集会所
	泉第二				大昭	平成26年2月5日(水)	上山田集会所
	黒須野	平成26年1月30日(木)	黒須野集会所		上山田下	平成26年2月6日(木)	下山田集会所
			下山田上	平成26年2月7日(金)	下山田公民館		
			下山田下				

■ 今までの説明内容

平成25年7月 事業概要説明(事業説明会)

- (仮称)小名浜道路の整備目的や整備効果等を説明。
- 道路を計画する概ねの範囲(幅500m)を公表し、幅広くご意見をいただいた。

平成25年10月 計画概要説明(計画説明会)

- 事業説明会の結果を踏まえ、道路を計画する概ねのルート幅(200m)を提示し、幅広くご意見をいただいた。
 - 測量等調査のための立入りをお願いし、了承された。
- (その後)
 ●計画説明会の結果を、ニュースレター方式で周知。
 ●地区代表の区長様へ結果報告を行った。

事業説明会、計画説明会等の多数の意見を踏まえ、ルートを検討

■ 今回の説明内容

平成26年1月道路の計画ルート(路面幅)を説明

- 道路の計画ルート(路面幅)を提示
- 都市計画決定に向けた手続き

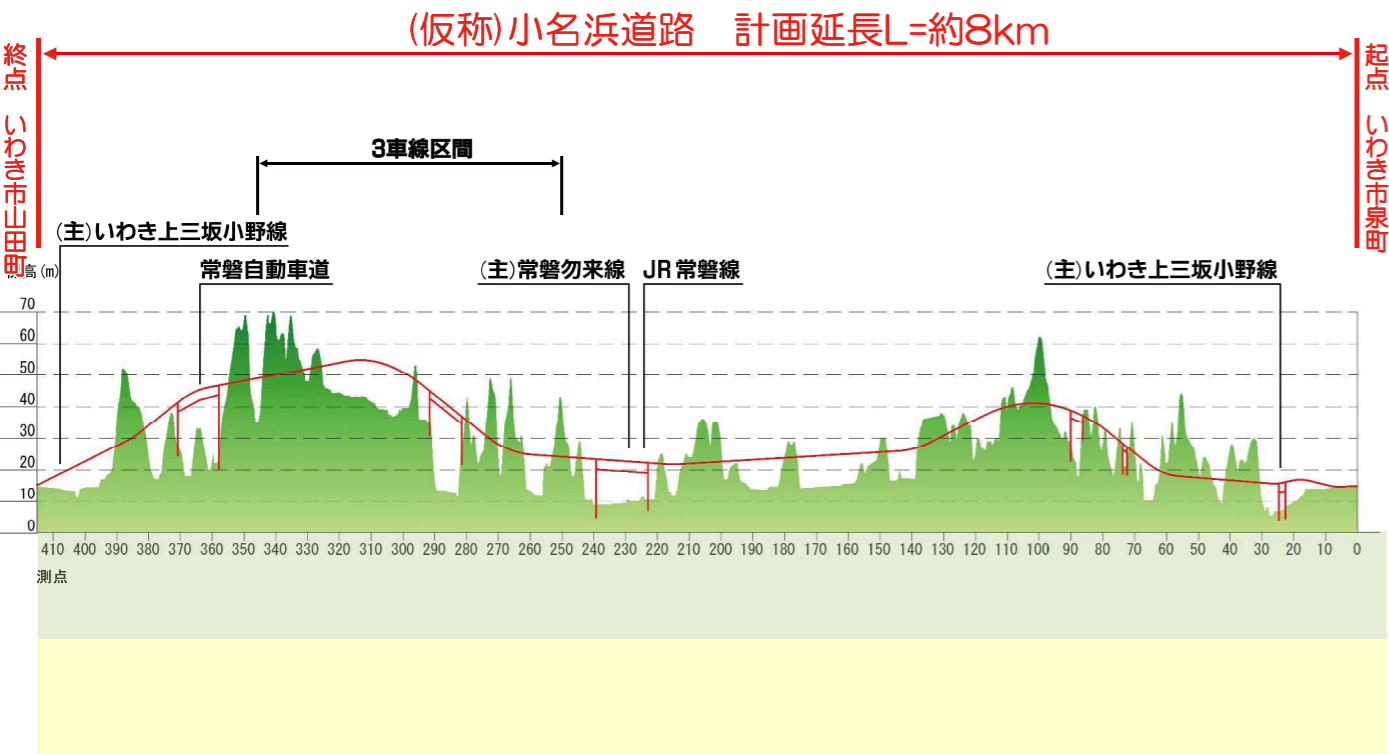


(仮称)小名浜道路の計画ルート(道路路面幅)

平面図



計画縦断



※ 都市計画決定とは・・・

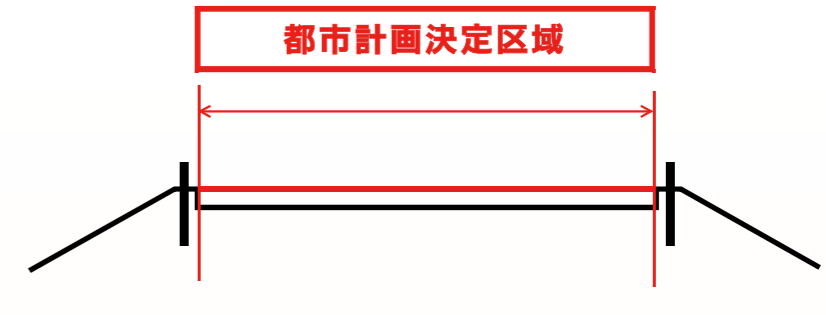
道路など都市の骨格となる都市施設や土地利用などを定めたもの。

都市計画決定 に関する手続き

【都市計画決定による制限について】

建築の許可(都市計画法第53条)
都市計画施設の区域内において建築物の建築をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可の基準(都市計画法第54条)
次の要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。
1.階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。
2.主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。



都市計画決定の手続きフロー

